

別記様式（裏）

遵守事項

次の事項に反した場合は、以後の資料提供が受けられなくなることがあります。

- 1 提供を受けた資料は、本人の居宅介護（支援）サービス計画の作成以外の目的に使用してはならない。
- 2 資料提供により知り得た情報は、本人の文書による同意を得ることなく、本人以外の者に知らせてはならない。
- 3 資料提供を受けた事業者は、従業者又は従業者であった者が前2項の事項に反しないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を複写又は複製してはならない。
- 5 提供を受けた資料は、個人情報の漏えい等を防止するため、厳重かつ適正に管理しなければならない。
- 6 本人との居宅介護（支援）サービス利用に係る契約関係が終了した場合等、提供を受けた資料を保持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写及び複製したものを含む。）を事業者の責任において廃棄しなければならない。
- 7 本人又は昭島市から提供を受けた資料の提示、廃棄又は返還を求められたときは、いつでもこれに応じなければならない。